

議案第 6 4 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 3 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金の額の特例）

1 4 平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間の出産に係る出産育児一時金の額は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、1 件につき 4 2 0, 0 0 0 円とする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金の額について特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。